

ボランティアグループ「カラフル・パレット」(通称パレット) 会則

(名称)

第1条 本会はボランティアグループ「カラフル・パレット」(通称パレット。以下、「パレット」という。)と称する。

(目的)

第2条 パレットは、福祉施設や家で生活される、重度心身障がいの方や、高齢の方のQOLを大切に考え、「特別なひととき」をお届けさせていただくことを、活動目的とする。

(活動内容)

第3条 パレットは、前条の目的を達成するため、以下の活動を行うものとする。

- (1) 福祉施設や家で生活される、重度心身障がいの方や、高齢の方のもとに、イルミネーションなどを施した「非日常的な空間」を設営する。
- (2) 訪問させていただく施設、ご家庭のご希望を最大限考慮したプログラムを考え、「生の音楽演奏」をお届けさせていただく。
- (3) 迅速な搬入、セッティング、迅速な撤収を心がける。

(会員)

第4条 パレットは、社会人の音楽サークル、「カラフル」に所属するメンバーのうち、ボランティア活動に志があり、かつ、物理的諸条件(家庭や、仕事の状況など)が叶うメンバーによって構成されることを原則とする。

パレットの会員は、原則としてfacebookのアカウントを取得し、密な連絡を取り合え、情報を共有しあえるようにする。

パレットへの新規入会は、原則、現会員の推薦によるものとする。

パレットからの脱会は自由意志に基づき、妨げないものとする。

(役員)

第5条 パレットには、以下の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) ウェブ担当 1名

(役員の仕事)

第6条 代表は会を代表し、以下の業務を行う。

- ・外部との窓口。交渉。事務業務の全て。
- ・コンサートの人員割り振り、プログラム作成、練習日程調整等。

2 ウェブ担当は、パレットのホームページの更新等、ウェブに関する全ての業務を行う。

(運営)

第7条 パレットの運営は、会員の合意に基づくものとし、すべての情報、事項は、facebookのパレットグループの中で常に迅速に公開される。また、2デイズ以外のカラフルライブの日には、ライブの前にパレットミーティングを行うものとする。

(経費)

第8条 パレットの経費は、会費および、演奏時に支給される謝金等をもって充てる。

(会費)

第9条 会費は会員1人につき、月額100円とし、毎年3月に上半期分を、9月に下半期分を徴収することとする。しかし、練習時のスタジオ代の自己負担等をかんがみ、その時々^の運営資金の状況により、徴収を見送ることもありえる。

第9条その2

練習スタジオ代の個人負担大增を考慮し、若干ではあるが会費を減額し、平成29年度は年間1000円とする。

(平成29年1月1日、facebookのカラフル・パレットグループ内で提案され、承認)

(経費の情報開示)

第10条 会長は常に経費の流れについて、その情報開示につとめなければならない。

附則(1)

この会則は、平成24年5月30日から施行する。

附則(2)

第9条その2は平成27年8月7日から施行する。

附則(3)

第5条、会則における、この会の代表者の名称を「会長」から「代表」に改める。平成28年6月1日より施行する。